

【 会 議 録 】（概要）

日時： 令和 8 年（2026 年） 7 月 1 3 日（月） 午後 2 時 3 0 分～5 時 4 5 分

会議名	令和 8 年度（2026 年度） 第 1 回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会
場 所	越谷市役所 エントランス棟 3 階 会議室 3－2、3－3
議 題	（1）指定管理者の評価について ・令和 7 年度（2025 年度）指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について （2）指定期間満了に伴う施設（2 施設）の指定管理者について ・男女共同参画支援センター ・越谷コミュニティセンター （3）指定管理者候補者の選定手順について （4）指定管理者選定項目及び選定基準の公表について
出席者	【委員】 上ノ原会長、猪狩副会長、岡田委員、恒川委員、盛委員（5 名） 【施設所管部職員】 （市長公室） 人権・男女共同参画推進課 小林課長、成田調整幹 （市民協働部） 市民活動支援課 石原課長 スポーツ振興課 坂巻課長 市民課 小宮課長 （福祉部） 障害福祉課 濱野課長 （高齢介護部） 高齢福祉課 宮城課長 （都市整備部） 市街地整備課 寺内課長 公園緑地課 浜野課長 （教育総務部） 生涯学習課 川澄課長、野中主幹 （11 名） 【事務局】 財務部 野口部長 公共施設マネジメント推進課 長澤課長、森副課長、笠井主任、鈴木主任（5 名）
資料等	別添のとおり
内 容	会議録（要旨）のとおり

●意見

1. 指定期間満了に伴う越谷市男女共同参画支援センターの指定管理者について
 - ・要求水準で定めた事業参加者数の目標値が従来の値から変更になったことについて記述することを求める。
2. 指定期間満了に伴う越谷コミュニティセンターの指定管理者について
 - ・指定管理者随意指定申請要項の随意指定の理由について、建て替え予定であるという事情を踏まえた記述に改めることを求める。
3. 指定管理者選定の際の選定項目及び選定基準の公表について
 - ・選定項目及び選定基準は公開しないことを求める。

会議録（要旨）

司会：公共施設マネジメント推進課 長澤課長

1 開会

2 会長あいさつ

- ・上ノ原会長から挨拶

3 委員紹介及び職員紹介

- ・司会から委員の紹介及び市出席者の紹介を行った。

4 議事

（1）指定管理者の評価について

令和7年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

- ・【資料1-1】【資料1-2】「令和7年度（2025年度） 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表【総括版】【各施設の評価】」に基づき、事務局から指定管理者の評価及び評価方法等について説明した。

＜質疑・応答＞

（委員） 指定管理者の評価については、各施設の指定管理者が自己評価を所管課に提出し、それを基に評価していくということであったが、市が評価する際に、自己評価を基にどのように評価するかなどの共通の基準はあるか。

（事務局） 自己評価を基に市の評価をすることについてはガイドラインに記載しているが、その際の具体的な基準は定めていない。

（委員） 基準がないということなので、自己評価と各課で行った評価について、大きな乖離があったものがあれば報告いただきたい。

（市長公室） 男女共同参画支援センターについては、定量的な指標により要求水準を定めたものがほとんどであり、実績に基づく評価を行ったため、自己評価と市の評価に大きな違いはない。

（市民協働部） 市民活動支援課所管施設も、定量的な指標により設定した要求水準は実績に基づいた評価を行っている。

また、スポーツ振興課所管施設については、4点、5点と自己評価されたものもはあったが、協定書や事業計画を踏まえ精査し、3点もしくは

は4点の評価をしている。

市民課所管施設の斎場は、指定管理者の自己評価で3点としていたものを、より適正に行われたと判断し、市の評価で4点と評価したものがあった。

(福祉部) 障害福祉課は障害者福祉センターこばと館と障害者就労訓練施設しらこばとを所管している。今回から5段階の評価になったが、指定管理者の自己評価は「普通」と評価している項目が多かった。市側で、この項目は4点と評価できるのではないかと判断し、自己評価より評価を上げたものもあった。

(高齢介護部) 高齢福祉課は、老人福祉センター4館を所管しており、これらの施設は要求水準の設定を行った施設であるため、指定管理者の自己評価と市の評価に大きな認識の違いはない。なお、4館の利用者数を年間300,000人と目標設定をしていたものに対し、実績は242,437人であった。これに関し、評価を3段階から5段階としたことにより、今回は2点という評価となった。

(都市整備部) 越谷駅東口駐車場については、要求水準を設定して初めての評価となる。それぞれの評価の乖離があったわけではないが、指定管理者が例年の3段階評価の基準で自己評価をしてきた項目もあったため、5段階で評価しなおし、目標値を設定している項目は評価基準に基づき自己評価から変更を行った。

また、越谷総合公園は要求水準として公園の情報発信を年4回と設定していたが、指定管理者はSNSを用いて積極的に情報発信をしてくれているため、将来的には目標値を変えたいと考えている。

(教育総務部) 生涯学習課は越谷コミュニティセンター、こしがや能楽堂を所管している。自己評価との大きな乖離はないが、資料1-2の93ページの評価項目の③の1「施設利用を妨げない範囲で管理運営経費を抑制するための取り組みが行われているか」の部分について、所管課の意見にも記載しているとおり、和室等の雨戸の戸車修繕などを職員が実施し、管理運営に係る経費の削減に努めていた。そのため、指定管理者が自己評価を3点としていたものを、市側では4点と評価した。

(委員) 高齢福祉課において、目標値に届かず2点とつけたものがあったが、管理者としてそのことについての意見や、今後の取組などを教えていただきたい。

(高齢介護部) 平成30年度ごろに、4館で利用者数が33万人を超えていたので、この数値に近づけたいという意向で30万人という目標値を設定したところ

である。しかし、一度利用しなくなった利用者に再度利用をしてもらうことは難しいため、今後は、まだ利用されていない方に利用してもらえようように周知に努めつつ、次の目標値の設定についても検討していきたい。

(委員) 昨年度と比較し、資料1-2に8ページや12ページのように補足のページが見受けられるが、内容の違いを教えてください。

(事務局) 指定期間が満了となった施設については、その指定期間の実績や評価を再掲するページを設けている。令和7年度に指定期間が満了となった施設は26施設あるため、今年度の資料1-2はこの補足のページが多くなっている。

(委員) 男女共同参画支援センターの評価の管理経費の収支状況のうち、管理経費の収支状況に関する増減・差額の理由について、「管理費については人件費高騰に伴い公租公課が増額しています。」とあるが、詳しく説明いただきたい。

(市長公室) 男女共同参画支援センターは、令和6年度は常勤職員2名であったが、令和7年度は3名とした。そのため、人件費とそれにとまなうコストの一部が増加している。

(委員) 同じく、男女共同参画支援センターについて、評価点がかかなり高くなっている。評価項目の1 来館者数が目標値8,000人に対し実績が14,251人となっている。過去3年を見ると実績が13,000～14,000人くらいとなっているが、目標は低めに設定しているのか。

(市長公室) 男女共同参画支援センターは令和4年度から指定期間が始まっている。要求水準の設定はコロナ禍のときであったため、当時の実績や社会情勢を踏まえ、8,000人と設定したところである。

(委員) 目標については5年の指定期間内は同じということになるか。

(事務局) そのとおりである。

(委員) 次に、北部市民会館について、令和7年度は市への返還額が300万円となっており、また、計画と比較し修繕費約170万円、管理費約100万円とそれぞれ差額が出ているが、その理由について聞きたい。

(市民協働部) 差額の理由について、管理費については、消費税の支出が430万円を見込んでいたのを、実際は300万円となったことによるもので、修繕費については、協定により50万円以下の修繕を指定管理者の負担としているが、令和7年度はその規模の緊急的な修繕が少なかったためである。

(委員) 次に越谷駅東口駐車場の収入計画について聞きたい。令和7年度は

収入実績が約1億900万円となっていることに対し、各年度の収入計画は9,000万円と一定となっている。収入計画を見直す考えはないか。

(都市整備部) 越谷駅東口駐車場は、年度協定をもって収入の割合を定めており、現在の年度協定は基本納付金として500万円を市に納入してもらい、収入と管理経費の差額の収益の部分については、70%を市に納入してもらい、30%をインセンティブとして指定管理者の収入としている。インセンティブに関することは毎年度協定の際に指定管理者と協議しているものである。越谷駅東口駐車場に利用料金制度を取り入れた当初は赤字であり、利用料金の納付も当初は基本納付金100万円、精算納付金割合50%から始まったが、民間の活力や効率的な管理の実施により黒字に転じてきたことから、基本納付金の額と精算納付金の割合を変えてきたという経過がある。

(委員) 評価を3段階から5段階に変えたことは大きな進歩だと思う。評価することを目的にするのではなく、評価することで管理運営業務の中に課題を見つけ改善に繋げてほしい。

いくつか質問をしたい。1つ目は、評価の目標値について、5年間同一の目標値とのことであったが、途中で変更するような運用にする考えはないか。2つ目は、男女共同参画支援センターの管理経費の収支状況のうち、自主事業の計画は0円となっていることに対し、実績額が計上されていることについて、なぜ当初から計上しなかったのかを聞きたい。3つ目は、同施設の所管課の意見の欄に、「相見積もり」という表現がある。この言葉は公文書で使う言葉ではないと思っているが、意図があって使用しているなら尋ねたい。4つ目は、同施設の管理経費の収支状況に関する増減・差額の理由について、先ほどの他の委員への回答では、人数を増やしたため人件費が高騰したとのことであったが、公租公課が増額していることの理由がよくわからなかったので再度説明をお願いしたい。

(事務局) 1つ目の質問について、目標値については、募集時に要求水準を設定し、それらを目標値にすることを基本としている。現在のガイドライン上では目標値を変えることになっていないが、実際は実績が超過していることは見受けられている。募集時に設定した要求水準を毎年変えていく運用とすることは、検討の必要もあると考えている。

(市長公室) 2つ目の質問については、自主事業は仕様書上「できる」ということとしている。実施をする計画はあったが、収支計画には反映できなかったようなので、改善を図っていきたい。

(委員) 計画時には経費の掛からない事業を計画したのかと思うが、もし提案の際に財政的な裏付けのある事業があったのだとすると、それは計画書の不備にならないか。

(市長公室) 自主事業の収支については民間の助成金を活用したものであり、計画の時点では助成金が採択されるか不透明であったという事情により計画上で0円ということになっている。ただし、予定できたものもあったかもしれないので、不備があれば正していきたい。

3つ目の表現についての質問については、誤解を招く可能性があるため、修正をしていきたいと考えている。

4つ目の公租公課については、社会保険料であるとか、そういったものがメインとなる。

(委員) 他に質問がないため、当審査会して議題1は意見なしとしてよいか。
(はい、という声あり。)

(2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

- ・【資料3】の内容について、市長公室部会から説明を行った。

<質疑・応答>

(委員) 申請書類の提出方法について、税務申告など様々な届出が電子化している中でこの募集は紙での提出となっている。また、紙であっても正本1部副本8部の提出は事業者として手間だと考えるが、電子化する考えはあるか。

(事務局) 紙での提出と副本の部数については、この後の審査で各委員に配布を行うため、そのようになっている。電子化を行うと各委員に多量のデータの送付をしなければならない状況になってしまうため、現時点では紙での対応としたいと考えている。ただし、今後は事業者の負担も考え、省略できるものは省略できるようにしていきたい。

(委員) 資料3の24ページ記載の職員の配置等に関することについて、「相談補助事業に従事することに配慮し、すべての職員に相談者への対応等に関する研修を実施するものとする。」との記載があるが、具体的にどのような研修を想定して記載しているのか。

(市長公室) 相談については女性DV相談支援センターで行うため、指定管理者が直接相談に応じるわけではないが、相談に来た方は様々な悩みを抱えている方が多く、そういった方々に寄り添えるような対応や心理的な部分での配慮ができるようになってほしいと考えている。

(委員) 相談窓口を案内するのにあたり、相談の中身の知識もある程度必要

なのではないかと思うが、そういった相談の中身についての研修も想定されているのか。

(市長公室) 補助事業であっても、相談窓口に繋ぐことも重要な業務であるため、DVの知識などは身に付けられるように研修してほしいと考えている。

(委員) 資料3の28ページの要求水準の「事業参加者数の増加を目指すこと」が2,500人となっているが、令和7年度の評価表では何にあたるか、また、この算定根拠について伺いたい。

(市長公室) 令和7年度の評価については、「講座、イベント等参加者数」で6,000人目標としていた。今回2,500人としたことについては、例年6月下旬から7月下旬にかけて男女共同参画週間としており、この間に男女共同参画支援センターでは七夕フェスタという大規模な事業を実施している。例年だと北越谷駅西口のさくら広場を会場として使用し、多くの方に参加いただいている。しかし、この七夕フェスタの実施方法について、酷暑によって熱中症の危険性があることから見直しを考えているところである。そのような状況であるため大規模なフェスのようなイベントを除いて、講座等の参加者数を目標変えている。また、2,500人という数値については、実績ベースで算定した。

(委員) 同じ条件でのこれまでの実績について教えていただきたい。

(市長公室) 令和3年度は2,117人、令和4年度は1,537人、令和5年度は2,252人、令和6年度は3,168人となっている。

(委員) 先ほど評価表のときの説明では、目標値が低すぎたのかもしれないという話から、目標値は5年の途中で見直せないから乖離しているとのことであったが、今回目標を変えたのはなぜか。

(市長公室) 先ほど申したとおり、参加者数の実績につながった要因は七夕フェスタというイベントであったが、会場のさくら広場は熱中症のおそれがある屋外であった。令和8年度については市役所のエントランス棟1階ロビーに場所を移して実施することとしていたが、台風の接近があってオープニングイベントを急遽中止するという事態となった。このように大きなフェスティバルは天候に左右されることもあり、そういったものを目標値として定めてしまうことは不明確になってしまうため、目標から外すこととした。

(委員) 目標の設定の考え方から、評価のための評価になっていないかと感じている。アンケートの目標についても満足以上90%としているが、設置目的が達成できたかわかるものではなく、良い回答を集めるためのアンケートになってしまっているのではないかと懸念している。

また、男女共同参画支援センターの設置目的を達成するため、その取り組みをイベントでアピールする際にお客さんが多い方が良いという考え方が一般的であると思う。天候に左右されてしまうようなイベントならば、天候に左右されないやり方を考えてもらうことが大事なのではないか。また、募集要項にそのことが書いているわけではないため、令和7年度約6,900人の実績だったものを2,500人の目標設定にしてしまうと、楽に達成できる目標に見えてしまうのではないかと思う。募集要項を読む人にとって条件がわかるように書いてあげることが必要だと思うが、いかがか。

(市長公室) セタフェスタについては、天候による中止の可能性はあるだけでなく、協力団体の構成員の高齢化等により炎天下の時期に屋外でイベントを行うことが困難になってきている実情があるため、実施方法を変更したいと考えている。セタフェスタは、男女共同参画推進条例の中で規定されている男女共同参画週間にあわせて実施する事業の一環として行っているものであるが、市としてはフェスという形態にこだわらず、その事業が男女共同参画の推進を強調できるかどうかが重要であると考えている。そのため、1回実施するかしないかによって大きく実績が変動してしまうフェスのような事業の参加人数ではなく、コンスタントに行う事業に来ていただける方をいかに増やすかということを重視し、今回の目標設定としたところである。

また、アンケートについては施設のアンケートとは別に事業のアンケートも行っており、本日配布していないが活動レポートで結果が確認できる。非常に厳しい意見をいただくこともあり、毎年指定管理者と調整をして、どう満足度上げていくかを話し合っている。

(委員) 次に、別の質問となるが、先ほどの他の委員の質問の回答の中に、常勤職員を増員したという回答があったかと思うが、資料3の24ページの職員配置の部分については従前の仕様から変更を行っているか。

(市長公室) 先ほど、常勤職員を1名増やしたと回答したが、それは現在の指定管理者の考え方により行ったことである。仕様書についても従前のものから変更はしておらず、午前8時30分から午後5時までは3人以上、午後5時から閉所までは2人以上配置することとしているが、配置された人員が常勤職員か非常勤職員かどうかは問わないところである。

(委員) 目標値の話に戻してしまうが、先ほどの説明で天候に左右されてしまうような事業を目標として設定することが妥当でないという考えは理解できたが、そうであればイベント系以外の施設の来館者数やセミ

ナールームに利用者数やライブラリの使用者数などを目標値とした方がよいのではないかと感じるが、そのような考えはないか。

(市長公室) 事業の参加者数については事前に申し込みをしていただくものなので、実績が数えられるが、来館者数についてはカウントを正確に行うのが難しい現状となっている。図書の貸し出しや閲覧用パソコンの使用については、申し込みをしていただくので正確な数がわかるが、情報ライブラリや交流コーナーの使用については、1時間に1回職員が館内を見回して何人いるか数え、その後平均値をとるという定時的観測により人数把握を行っている。これは正確に何人来たかが数えられるものではないため、目標や評価に用いるのは適切ではないと考え、今回の目標を設定したところである。

(委員) 先ほどの回答の中でフェスの形態にこだわる必要はないとの発言があったが、逆に、市としてどのような形でこの施設の利用目的を達成してほしいと考えているか。例えば、男女共同参画の理解というのは教育的な側面もあるため、お子さんを対象にライブラリに来てもらうような事業も考えられる。この場合、フェスのような事業とお子さん向けの事業、どちらを評価するのか教えていただきたい。

(市長公室) 今の指定管理者はこどもの頃からの男女共同参画が重要だと考えており、夏休み子どもフェスティバルという事業も実施している。こども向け事業の良いところは、こどもだけでなく保護者も付いてきていただけることから、こどもに対する意識啓発と合わせて保護者に対しても意識啓発ができるという点である。今回の仕様にその要素は盛り込んではいないが、男女共同参画の意識を高めることを寄与するというのを応募してくる指定管理者に期待している。

(委員) 他に質問がなければ、審査会として意見することについて議論したい。先ほどの事業参加者数の増加を目指すことの目標値2,500人については意見とするか。

(委員) 今回の目標値を2,500人とするについては理解したが、要求水準の示し方がこのままだと、昨年と同じに見えてしまわないか懸念している。屋外イベントは対象にしない、などを追記すべきではないか。

(委員) では、当審査会として、要求水準で定めた事業参加者数の目標値を従来の値から変更になったことについて記述を求めると、市に意見してよいのか。

(はい、という声あり。)

- ・【資料４】の内容について、教育総務部会から説明行った。

＜質疑・応答＞

(委員) 資料4の9ページの提出書類について、確定申告書類一式の但し書きに、「確定申告を行っていない団体については、ケ 決算書一式をこれに代えて提出すること」と記載がるが、この記号は「サ」の誤りではないか。

(教育総務部) 誤りであるため、訂正させていただく。

(委員) 20ページの要求水準の目標値について、直近の実績を報告いただきたい。

(教育総務部) 幅広い世代に向けた多種多様な市民参加型事業の開催については令和7年度は8本、利用者数及び来出者数については令和7年度は760,239人、来館者へのアンケートの「満足」以上の割合については令和7年度は92.4%、南部図書室における本の貸し出し冊数については令和7年度は397,571冊、プロモーターとの共催による興行の誘致については令和7年度は21本、事業参加者へのアンケートの「満足」以上の割合は令和7年は81.6%、事業における新規参加者の割合については、令和7年度は37.4%、多種・多様な自主事業の企画・実施については、令和7年度は26本、自主事業への参加者数については、令和7年度は448,254人、広報こしがや・チラシ・施設ホームページ等を活用した施設や事業のPRについては令和7年度は12回という実績であった。

(委員) 実績に比べると、今回の目標設定はやや控えめな設定とを感じるが、今回の目標値の算定根拠は何か。

(教育総務部) 今回の指定期間が1年間ということもあり、基本的には前回設定したものを引き継ぐ形としているが、近隣で同様の文化施設、例えば川口市のリリアなどが、大規模改修を行っていたこともあり、興行主がコミュニティセンターに流れてきたという事情を伺っている。そういった事情を踏まえ、今の指定管理者にヒアリングをした上で、実績より控えめな目標設定としている。

(委員) 今回の随意指定の理由について、資料4の6ページに記載されており、市が出資している実績のある公共財団法人越谷市施設管理公社を指定管理者候補者として選定するということが記載されているが、このような理由で随意指定をしてよいものか。

(教育総務部) 昨年度の審査会の中でも同様の意見をいただいたかと思うが、本市で定めている指定管理者ガイドラインというものがあり、その中で随意指定ができる要件として、本市が出資している法人である旨が記載

されていることから、このような随意指定の理由としている施設が多いという実情である。

(委員) 期間が1年間しかないため今の指定管理者が継続するということは変な話ではなく、指定期間の延長という手続きがとれないから新たに随意指定するという手続きを取られているのだと思う。1年間という短い指定期間であるため、競争性よりも継続性を重視するために、今の指定管理者を随意指定するということであれば理解ができるが、今説明のあったような理由であると、市と施設管理公社が癒着していると言われかねないため、随意指定に賛成できない。

(教育総務部) 例年、随意指定を検討する際は施設管理公社に指定する理由を列挙しているところであるが、今回は指定期間が1年間ということもあり、それらを割愛させていただいている。資料4の6ページに記載の市が「出資している」から始まる文章については、定型的に記載してしまったところもあるので、ご指摘いただければ削除したいと考えている。

(委員) 越谷コミュニティセンターは、指定管理者ガイドラインの8ページの⑥に記載されている「市が出資している法人であって、当該法人を指定することで施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる施設」を理由としていると思うが、④の「廃止することが決まっている施設」という理由にすることはしないのか。

(教育総務部) 同様に、ご指摘いただければ、後日訂正させていただきたいと思う。ただし、この施設は建て替えるのか大規模改修をするのかを、庁内で検討している施設であるため、廃止という表現が適当なのか、すぐに判断できないところである。

(事務局) 事務局より提案であるが、今意見をいただいている資料4の6ページの随意指定の理由というところであるが、同じ資料の3ページに部会の開催報告書があり、この内容を踏まえたものが、委員にご指摘いただいている内容に近くなると思っている。そのため、6ページの随意指定の理由を部会開催報告書を踏まえた形に修正させていただきたいと考えるが、いかがか。

(賛成の声あり。)

(委員) そもそも指定期間の話になってしまうが、当初は老朽化により来年の3月までの予定が、着工に至らなかったため1年間の指定期間となったということであるが、建替えや改築などのスケジュールはどうなっているのか。1年間の指定期間の延長の後、また延長となることはないか。

(教育総務部) 令和10年度以降の運営については、越谷サンシティの今後のあり方に関する方針が決定した後、改めて計画することとしている。そのため、現時点では、令和10年度以降の運営は未定という状態である。

(委員) 他に質問がなければ、本件に関する当審査会の意見として、指意定管理者随意指定募集要項の随意指定の理由について、建て替え予定であるという事情を踏まえた記述に改めることを求める、ということとしてよいか。

(はい、という声あり。)

(3) 指定管理者候補者の選定手順について

- ・【資料5】の内容について、事務局から説明を行った。

<審議内容>

(委員) 予備審査で応募者に対して事前に質問を行うことについて、賛成の立場である。理由としては、審査を効率的に進められるし、審査員がどのようなことを気にしているかを知ること、応募者からの具体的な回答が期待できるためである。

(委員) 事前質問は、応募者が1者であれば問題ないと思う。応募者から市の指定管理の募集について質問をするときは、質問の内容と回答が全体に共有されるため同じ条件になると思うが、審査会からの質問は各応募者に共有されるものではないため、不均衡であり競争性を阻害することになりかねないものであると感じる。

(委員) 気になることについてはどの応募者に対してもおそらく同じ質問をすると思うので、共有されていないからといって公平性が阻害されることにはならないと思う。

(委員) 質問したいことについては、それぞれの応募者の提案書をベースに行うため、必ず同一の質問ができるとは限らず、機会が均等にならないのではないかと思います。

(委員) 機会均等の話となると、プレゼンテーションの際も同じ質問をするわけではないため、機会均等にならないのではないかと思います。

(委員) 仰る通りかもしれないが、プレゼンテーションは1回のチャンスで応募者は回答することとなり、我々はその内容で判断することとなる。これは審査として避けられないものであるため、公平性を阻害するものではないと思っている。

(委員) 私は事前質問は行ってよいと思っている。準備してもらった方が有意義なやり取りができる。昨年度の審査でこちらからの質問に対し、

わからないから持ち帰るという回答があり、持ち帰ることはできないため最終的に聞きたかったことがわからない状態で終わってしまったことがあった。そういったこともあったため、事前質問はあった方がよいと思う。

(委員) 私も事前質問によって不公平になることはないと思っている。事前の質問の回答が応募者に有利に働いたとしても、質問に対してしっかりした回答ができた事業者のポテンシャルを評価するべきで、もし不適当な提案があるなら事前に質問をすることで改善を図ることができるかもしれないので、より有意義になるのではないかと思います。

(委員) 提案の改善を図るということは、締切日までに提出させた提案書の修正を認めるようなことになるのではないかと思います。また、質問に答えられないことがあったのだとしたら、そのレベルの熟度で提案しているという評価をすべきであると思う。事前質問を行うことで審査する側の意に沿った提案を探しやすくなってしまい、それは適当ではないではないか、というのが私の見解である。

(委員) 事前質問については意見が分かれたが、事前質問を認めるという意見が多数であったため、また、他に質問がないようなので、この議題に対しては当審査会から意見なしとしてよいか。

(はい、という声あり。)

予定議題が終了し、事務局より今後の日程について説明を行っていたところ、指定管理者候補者の選定に用いる選定項目及び選定基準を公表することに対し、委員より疑義が呈されたため、選定項目及び選定基準を公表するか否かを議題として追加し、審議することとした。

(4) 指定管理者選定項目及び選定基準の公表について

<審議内容>

(委員) 指定管理者選定項目及び選定基準の公表の現状について、事務局より説明願いたい。

(事務局) 現状については、選定項目及び選定基準は募集要項及び申請要項の一部として取り扱っているため、8月上旬に募集要項と仕様書と同時に公表されるものとなる。随意指定施設についても申請可能期間となった際に指定管理者候補者に公表するものとなっている。

(委員) 資料3の28ページの要求水準については公表されるか。

(事務局) 公表されるものである。

- (委員) この要求水準と選定基準表がどこまで異なるのかということはあるが、選定基準表を事前に開示することは賛同しかねるところである。実際非公表となると市側はどのような事務処理を行うこととなるか。
- (事務局) 指定管理者制度ガイドライン上で選定項目及び選定基準は公表されることとなっているが、審査会から意見をいただければ、選定項目及び選定基準は公表せずに募集を行うこととしたい。指定管理者制度ガイドラインについても改正を検討したい
- (委員) このガイドラインは公表されているものか。
- (事務局) 公表されているものである。
- (委員) 要求水準に選定項目及び選定基準がすべて記載されているのならば公表しても良いと思うが、選定項目及び選定基準のみに書かれている事項もあるため、公表しない方が良いと感じる。
- (委員) すべての事業者に公平に行き渡るという点では公表しても差し支えないと思うが、テストの答えを事前に告知するようなものであるため、この基準表に関しては公表しない方が良いと思う。
- (委員) それではこの議題に関しては当審査会の意見として、選定項目選定及び選定基準は公開しないことを求めるとしてよいか。
- (はい、という声あり。)

6. その他

7. 閉会

- ・猪狩副会長から閉会の挨拶